## 令和4年国東市農業委員会 第9回(8月)総会議事録

- 1.開催日 令和4年8月9日(金)午後2時~
- 2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
- 3. 出席委員 14名出席
- 4. 欠席委員 10番 藤原委員
- 5.議事日程

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

議案第50号 農用地利用集積計画について

議案第51号 農用地利用配分計画について

議案第52号 空き家に付随した農地の指定について

6.報告事項

農地法第3条許可の取消しについて

- 7.協議事項
- 8. その他

発 言 者	発 言 内 容	
事務局	定刻になりましたので、令和4年第9回国東市農業委員会総 を始めたいと思います。 では、本日の資料を確認します。	
	(資料確認 確認終了)	
	本日の出席確認 本日は委員総数15名中14名の出 ります。	席とな
	農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程によ 会は、成立することを報告いたします。	り本総
	それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本 議長をお願いします。	総会の
	(会長あいさつ)	
議長	議事録署名委員の指名をさせて頂きます。11 番 松原12番 上原委員を指名しますので、よろしくお願いしま	
	それではさっそく議事に入ります。	
	議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につ明をお願いします。	いて説
事務局	(資料に沿って説明)	
議長	議案第 47 号の申請番号 38 番から 46 番の説明が事務局 りましたが、一括してご意見・ご質疑はございませんか。	
	(意見・質疑なし)	
	それでは、議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許について承認される方の挙手を求めます。	:可申請
	(全員挙手)	
	議案第 47 号 農地法第3条の規定による許可申請に	ついて

は、全会一致で承認されました。

次に、議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

(資料に沿って説明)

議長

議案第 48 号 申請番号 9 番の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。

(意見・質疑なし)

それでは、議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請 について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。

次に、議案第49号 農地法第5条の規定による事業計画変更 申請について説明をお願いします。

事務局

(資料に沿って説明)

議長

議案第49号 申請番号2番から3番についての説明が事務局 よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。

(意見・質疑なし)

それでは、議案第49号 農地法第5条の規定による事業計画 変更申請について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議案第49号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請については、全会一致で承認されました。

次に、議案第50号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局

(資料に沿って説明)

議長

議案第50号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。

(意見・質疑なし)

それでは、議案第50号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議案第50号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。

次に、議案第51号 農用地利用配分計画について説明をお願いします。

事務局

(資料に沿って説明)

議長

議案第 51 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。

(意見・質疑なし)

それでは、議案第51号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議案第51号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。

次に、議案第 52 号 空き家に付随した農地の指定についての 説明をお願いします。

## 事務局 (資料に沿って説明) 議 長 議案第52号 空き家に付随した農地の指定についてご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第52号 空き家に付随した農地の指定について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第52号 空き家に付随した農地の指定については、全会

議案第52号 空き家に付随した農地の指定については、全会 一致で承認されました。

(全員挙手)

次に協議事項をお願いします。

(協議事項なし)

議長

事務局

議長

議事については以上になります。次に報告事項をお願いしま す。

事務局 (農地法第3条許可の取消しについて資料に沿って説明)

農地法第3条許可の取消しについて事務局より説明がありま したが、ご意見・ご質疑はございませんか。

吉本委員 飲料水の水質検査を前もってすべきではないでしょうか。

前もって飲料水の水質検査をするとすれば、空き家バンクの担当課の業務となりますので、担当課には農業委員会で意見が出たことを伝えたいと考えます。

その他意見はございませんか。

(意見・質疑なし)

	次にその他をお願いします。
事務局	(農地利用最適化活動及び8月行事予定について説明)
議長	その他は以上になりますので、佐藤副会長、閉会の言葉をお願いします。
佐藤副会長	以上をもちまして第9回総会を終了いたします。
	議 長
	議事録署名委員
	議事録署名委員
I	